相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市大志二丁目二番地九、最後の住所愛知県一宮市西島町二丁目三九番地二ベルトゥリー西島一〇二号　被相続人　亡　加藤　二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

愛知県一宮市栄三丁目八番一七号レヴァンテビル　名城法律事務所一宮事務所　相続財産管理人　弁護士　室田　真宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市志摩町片田二六九四番地一、最後の住所三重県志摩市志摩町片田三六九一番地二　被相続人　亡　中西　義保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

三重県伊勢市船江四丁目八番一九号　相続財産管理人　岩城　厚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市西辛川八四八番地一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岩田　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

事務所京都府福知山市駅前町三二二番地　三右衛門ビル二階　相続財産管理人　司法書士　井上　利博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市逆瀬川二丁目七番、最後の住所兵庫県宝塚市逆瀬川二丁目七番三二号　被相続人　亡　濵田　正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

事務所兵庫県伊丹市伊丹一丁目七番九号　ユキシステムビル二階　相続財産管理人　弁護士　安達　絵里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市米谷一丁目二八九番地六、最後の住所兵庫県宝塚市米谷一丁目一六番一九号　被相続人　亡　稲村　光彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

兵庫県川西市栄根二丁目六番三七号ＪＡビル三階　川西池田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　橋本　有輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和高田市日之出東本町一二九三番地一、最後の住所奈良県大和高田市幸町七番一二―六二一号　被相続人　亡　橋詰　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

事務所奈良県大和高田市大字大中七一番地の四　相続財産管理人　奥　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市船穂町船穂八七七番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　乾口　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

岡山県倉敷市西阿知町西原八〇八番地二　相続財産管理人　中桐　達雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市小山田町五八六七番地、最後の住所福岡市早良区内野五丁目八番三九号　被相続人　亡　栴　時見

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

福岡県筑紫野市二日市中央五丁目一四番一七号　相続財産管理人　司法書士　山下　佑介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市西区大字西浦一二二一番地、最後の住所福岡市南区大橋団地一番六〇七号　被相続人　亡　水上喜久榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

福岡市中央区舞鶴三丁目三番二一号　相続財産管理人　司法書士　矢野　聖悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市三光佐知四二二番地一、最後の住所大分県中津市三光佐知七七〇番地四　被相続人　亡　南　龍治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

大分県中津市新博多町一七六一番地一武内法律事務所　相続財産管理人　弁護士　武内　庸泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市東津留二丁目一七番、最後の住所大分県大分市東津留二丁目一七番二二号グリーンメゾン鶴羽七〇一　被相続人　亡　西谷　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

大分市都町三丁目七番三五号田辺ビル四〇二　相続財産管理人　木上　雄二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市江平中町一番地一、最後の住所宮崎県宮崎市吉村町大町前甲二二四〇番地二もみのき苑東館　被相続人　亡　梅田由紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

宮崎県宮崎市旭一丁目七番一二号エスポワール宮崎県庁通り二〇五号小城和男法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小城　和男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市生目台西一丁目一五番地二　相続財産管理人　司法書士　横山　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市池内町陀羅迫九一二番地一、最後の住所宮崎県宮崎市清武町今泉甲二八一六番地一一　被相続人　亡　德元喜美男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十四日

宮崎県宮崎市生目台西一丁目一五番地二　相続財産管理人　司法書士　横山　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市池内町陀羅迫九一二番地一、最後の住所宮崎県宮崎市清武町今泉甲二八一六番地一一　被相続人　亡　德元喜美男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第89期決算公告

平成28年3月14日　東京都品川区勝島二丁目1番2号
株式会社東京プロパティサービス
代表取締役　猪口　圭一

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	970	流動負債	321
固定資産	5,529	固定負債	2,963
		負債合計	**3,285**
		株主資本	3,215
		資本金	400
		資本剰余金	200
		資本準備金	200
		利益剰余金	2,615
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	2,590
		（うち当期純利益）	(88)
		評価・換算差額等	0
		純資産合計	**3,214**
資産合計	**6,500**	**負債・純資産合計**	**6,500**